

## 若者の就労支援相談会

「働きたいけど自信がない、コミュニケーションをとるのが苦手」といった若者や、「お子さんの就職などで悩んでいるけれど、誰に相談したらよいか分からない」といった保護者の方を対象に、若者の就労支援相談会を実施します。

○日時 3月10日(火)  
午後2時～4時

○場所 多目的集会センター  
相談室

○対象 15～39歳までの方、  
またはその保護者

○相談料 無料

※予約が必要です。相談日前日までに、左記サポートステーションまでご連絡ください。

○お問い合わせ

厚生労働省認定事業  
いばらき県西若者  
サポートステーション

☎029 654 6012

## 茨城いのちの電話相談員募集

○応募期間 5月8日(金)まで

○応募資格

・いのちの電話の趣旨に賛同し、活動に積極的に参加してくださる方

・23～63歳の方

○募集人数 40名程度

## ○研修期間

6月～平成29年3月

○研修場所 つくば市周辺

○その他

詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ

社会福祉法人  
茨城いのちの電話事務局

・つくば

☎029 (852) 8505

(月～金 午前9時～午後5時)

・水戸

☎029 (244) 4722

(月～金 午後1時～午後5時)

## 茨城県の特定最低賃金改正のお知らせ

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、次の表のとおり改正されました。

使用者と労働者が合意し「特定最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定最低賃金」が適用されます。

なお、次の①から③の者等については特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金(時間額729円)が適用されます。

- ①18歳未満または65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の者
- ③清掃、片付けの業務に主として従事する者

特定最低賃金名	時間額(円)
鉄鋼業	834
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	811
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	806
各種商品小売業	780

※詳細については、茨城労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城労働局賃金室

☎029 (224) 6216

## お詫びと訂正

広報ごか2月号14ページ「健康応援隊」の一部に誤りがございました。お詫びと訂正をさせていただきます。

〔訂正前〕

○肥満度Ⅱ(体重×標準体重÷標準体重×100)

〔訂正後〕

○肥満度Ⅱ(体重×標準体重÷標準体重×100)

思いやりの心で  
明るい社会を

## 子どもの人権 (児童虐待を防ぐために)

### 子ども虐待とは？

子どもの虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの四種類があります。

### 「身体的虐待」

身体的虐待は、保護者が子どもに、殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、ペランダに逆さづりにする、異物を飲み込ませる、厳冬期などに戸外に閉め出す、などの暴行をすることを指します。

### 「性的虐待」

性的虐待には、子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などが上げられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。

### 「心理的虐待」

心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返して傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃するなどを指します。

### 「ネグレクト」

保護者が、子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、登校禁止にして家に閉じこめる、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指します。

### 虐待としつけの違い

「児童虐待の防止等に関する法律」により、定義が明らかになっても、なお、子ども虐待とはなんぞや、と考えさせられる場面があります。それは、虐待としつけの違いについてです。

虐待としつけ。この二者間には、しっかりと線引きできないグレイゾーンが存在します。が、多数の事例に関わってきた福祉保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきだと思います。  
(オレンジリボン公式サイトより抜粋)